

日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱

〔 2 5 政 第 3 2 号 〕
〔 平成 2 5 年 5 月 1 6 日 〕
〔 農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成26年3月20日付け25食第204号
改正 平成27年4月9日付け26食第191号
改正 平成27年9月28日付け27食第96号
改正 平成27年10月1日付け27食産第2891号
最終改正 平成28年1月20日付け27食産第4748号

第1 趣旨

食料自給率及び食料自給力の維持向上を実現するためには生産面の努力に加え、消費面でも大幅な変革が必要である。また、今般、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録が決まったこと等を受け、日本の「食」への関心が高まっている。このような機会を捉え、国産農林水産物・食品や日本食・食文化の魅力度を再発見し、全国に発信することを通じて、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることが重要である。

さらに、「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成27年11月25日 TPP 政府対策本部決定）において、攻めの農林水産業への転換を図るための対策として、消費者との連携強化に資するよう、消費者の国産農林水産物・食品への認知度をより一層高める施策を集中的に講ずることとされている。

このため、地域の農林水産物の利用促進や全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組、国産農林水産物を活用した付加価値の高い商品の創出等を、一体的かつ総合的に推進することとする。

第2 目的

地域の農林水産物の利用促進や全国的な消費拡大のためのイベントの実施、国産農林水産物を活用した付加価値の高い商品の創出等を推進し、国産農林水産物・食品の消費拡大を図ることを目的とする。

第3 事業の種類等

日本の食魅力再発見・利用促進事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。なお、別表1の5の2の事業の実施に当たっては、食料産業局長が別に定める要件を満たす経済団体等に対してその経費を補助するものとする。

第4 事業の採択

採択基準については、食料産業局長、生産局長、政策統括官、林野庁長官又は水産庁長官（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

第5 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、前項の例による。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、日本の食魅力再発見・利用促進事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、前項の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 日本の食魅力再発見・利用促進事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月26日から施行する。
- 2 国産食料品等ポイント活動支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21食第97号）は廃止する

附 則(平成26年3月20日25食第204号)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月9日26食第191号)

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則（平成27年9月28日27食産第2891号）

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日27食産第4748号）

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1（第3関係）

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
日本の食魅力再発見・利用促進事業		
1 新たな米需要創出支援事業	新たな技術やノウハウを活用した米の新商品・サービスの開発、提供に向けて、民間事業者等が共同で行う展示品・試作機の開発、市場性調査、事業者向け展示会の開催等の取組を行う。	1 政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体
2 食のモデル地域育成事業	地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るため、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を行う。	2 生産局長、政策統括官、林野庁長官又は水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体
3 消費拡大全国展開事業	食のモデル地域育成事業等の地域で消費拡大を図る国産農林水産物や食品の全国的な消費拡大を図るため、人材育成、商談会の開催、消費拡大促進フェア等の取組を行う。	3 生産局長、政策統括官又は水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体
4 学校給食地場食材利用拡大モデル事業	<p>学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、次の1又は2のいずれかの取組を実施する。</p> <p>1 地域推進事業 市町村、学校、農林漁業者、食品関連事業者等が連携し、新たな生産・供給システムの構築に向けた推進会議の開催、関係者の相互理解を図る研修会の開催、地域の伝統的な食文化を踏まえた新しいメニュー・加工品の開発・導入等の取組を実施する。</p> <p>2 全国推進事業 全国における学校給食等への地場産農林水産物の利用拡大の取組を支援するため、先進的な優良事例及び地場産農林水産物等を利用したメニューの情報収集・普及啓発並びに学校給食等への食材供給システムの構築を支援する専門人材の育成・派遣等を行う。</p>	4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
5 国産農林水産物・食品への理解増進事業	<p>国産農林水産物を活用した付加価値が高い商品の創出に向けて、次の1の取組を実施するとともに、2の取組について、1の取組により公募・選定した経済団体等に対して補助を行う。</p> <p>1 付加価値向上推進事業 国産農林水産物・食品の付加価値の向上に向けた、地域ブランド再構築等の取組を推進するため、国産農林水産物を活用した付加価値が高い商品の創出に取り組む経済団体等を公募・選定し、事業の進捗管理等を行う。</p> <p>2 付加価値向上実践事業 国産農林水産物を活用した付加価値が高い商品の創出に向けた推進会議の開催、国産品利用のための事業者マッチング、地域ブランド再構築、ビッグデータ利活用セミナーの実施等の取組を行う。</p>	5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

別表2（第5関係）

日本の食魅力再発見・利用促進事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
新たな米需要創出支援事業の事業実施主体	政策統括官
食のモデル地域育成事業（次の3項に掲げるものを除く）の事業実施主体	生産局長
食のモデル地域育成事業（穀物並びにてん菜、さとうきび、そば、菜種、ばれいしょ、かんしょ、国内産糖及び国内産いもでん粉を中心とするもの）の事業実施主体	政策統括官
食のモデル地域育成事業（特用林産物を中心とするもの）の事業実施主体	林野庁長官
食のモデル地域育成事業（水産物を中心とするもの）の事業実施主体	水産庁長官
消費拡大全国展開事業（青果物及び畜産物を中心とするもの）の事業実施主体	生産局長
消費拡大全国展開事業（青果物、畜産物及び水産物を中心とするものを除く）の事業実施主体	政策統括官
消費拡大全国展開事業（水産物を中心とするもの）の事業実施主体	水産庁長官
学校給食地場食材利用拡大モデル事業の事業実施主体	食料産業局長
国産農林水産物・食品への理解増進事業の事業実施主体	食料産業局長